

平成31年4月入学予定者対象

さいたま市入学準備金貸付けのご案内



さいたま市では、学ぶ意欲を持ちながら家庭の経済的理由により修学費用にお困りの生徒・学生に、審査のうえ入学準備金を無利子でお貸ししています。申請期間は、9月、12月の年2回です。

対象となるのは、平成31年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校への進学を希望（予定）している生徒・学生です。

※借受け手続の際には、連帯保証人の選任が必要となります。

お問合せ、申請書提出先は

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所内

TEL 048-829-1647（直通）

FAX 048-829-1989

【貸付申請ができる方】

次のそれぞれの要件を満たす方です（申請後に審査があります。）。

- ◎ 本人（＝生徒・学生）又は保護者が市内に居住しており、家庭の経済的な理由により入学時の費用の負担が困難な方。
- ◎ 平成31年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校へ進学希望の方。ただし、生活保護受給世帯の方で国公立高等学校に進学される場合は貸付け対象外となります。
 - （注1） 高等学校・高等専門学校・大学・短期大学は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。
 - （注2） 専修学校は、学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限ります。
 - （注3） 大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。
 - （注4） さいたま市奨学金との併用貸付けはできません。
 - （注5） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度金及び修学資金との併用貸付けはできません。
 - （注6） 父母又は兄弟姉妹にさいたま市入学準備金・奨学金の滞納がある場合は貸付けできません。
 - （注7） 入学先が、既に修了した課程より上級の課程である場合が優先されます。
 - （注8） 入学する時点で、満21歳以下の方が優先されます。

【貸付金額】

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	200,000円以下
大 学、短期大学 専修学校（専門課程）	400,000円以下

【申請期間】（土・日・祝日を除く8：30～17：00）

第1回募集

◎大学、短期大学、専修学校（専門課程）で、12月14日（金）までに合格発表が見込まれる方のみ対象

平成30年 9月3日（月）から 9月21日（金）まで

第2回募集

◎高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に入学予定の方が対象

平成30年12月3日（月）から 12月21日（金）まで

【申請先】

教育委員会学事課（さいたま市役所内）に申請書類を持参してください。

※ 書類に不備がある場合は、受け付けられません。日程に余裕をもって申請してください。

※ 申請書受付の際に訂正が必要な場合がありますので、生徒・学生本人及び保護者が申請書に押印したものと同じ印鑑を持参してください。

- ※ 生徒・学生本人又は代理人（保護者・同居の親族に限る）が持参してください。
- ※ 郵送による申請書の提出は受け付けられません。
- ※ 学事課以外（区役所や支所、市民の窓口等）では、受け付けしておりません。
- ※ 申請に必要なコピー等の費用はご自身で負担してください。

【申請時に提出する書類】

① 貸付申請書（市の所定の書式）

- ・ 別紙申請書記入例・注意事項を参照し、**「保護者」欄は保護者が、その他の欄は生徒・学生本人**が記入してください。
- ・ 印鑑は**本人、保護者で違うもの**をご使用ください（スタンプ印は不可）。
- ・ 書き損じた場合には、二重線を引いて、その上に本人が使用した印鑑を押してください。**修正液・修正テープ等は使わないでください。**

② 平成30年度 市民税・県民税 所得証明書（原本）

- ・ 各区役所課税課、各支所、各市民の窓口で発行しています。
- ・ 発行から3か月以内のものに限ります。
- ・ **同居している方、生計を一にする別居している方全員分を提出してください。**ただし、世帯主等に税法上扶養されている方で、収入がない場合は、提出する必要はありません。

（注1） **アルバイト・パート・年金収入の方、収入がなく税法上扶養されていない方も、所得証明書の提出は必要となります。**

（注2） 平成30年1月1日現在でさいたま市以外に住所のあった方については、平成30年1月1日現在の住所地の市区町村で証明書の発行を受けてください。

（注3） 必ず市民税・県民税所得証明書を提出してください。「給与所得の源泉徴収票」、「所得税確定申告書（控）」等は、該当しません。

③ 世帯の中で、高校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校へ通われている方がいる場合は、**学生証のコピー**を提出してください。

④ 世帯の中で（**本人を含む**）、さいたま市以外に住民登録されている方がいる場合は、**世帯全員分の住民票<本籍（国籍）・続柄・個人番号の記載なし>**を提出してください。

- ・ 発行から3か月以内のものに限ります。

【貸付けの決定】

貸付審査委員会です得算定を主として貸付者を選考し、予算の範囲内で貸付けします。審査結果は、貸付けの可否にかかわらず、以下の時期に郵送で通知します。

第1回募集・・・11月上旬

第2回募集・・・2月中旬

申請を受け付けた際に、申請書類と引換えに受領証をお渡ししますので、審査結果が到着するまで大切に保管してください。

- ※ 第1回募集で貸付けができなかった場合も、第2回募集に応募することができます（再度貸付申請書の提出が必要です）。

【借受け手続】

貸付けが決定し借り受ける方は、連帯保証人を選任のうえ、次の書類を提出していただきます。**（本人確認をしますので、必ず生徒・学生が持参してください。）**

- ① 借用証（市の所定の書式）…連帯保証人の連署捺印が必要です。
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）
- ③ 連帯保証人の市民税・県民税課税証明書（発行から3か月以内のもの）
- ④ 入学決定を証明する書類（合格通知等）
- ⑤ 振込依頼書（入学準備金の振込先金融機関等を記載）

※ 貸付決定者には詳細な手引を送付いたしますので、そちらを参照し、書類をそろえてください。

連帯保証人の条件…次の全ての条件を満たす方です。

- ア. 成年で独立の生計を営み、借受け手続日時時点で満65歳以下の方
- イ. 債務の弁済能力を有し、課税証明書の「（市・県）均等割、（市・県）所得割」の双方が課税されている方。均等割のみの課税は不可
- ウ. 借受人の父・母は不可。借受人又は保護者と同居の方は不可
- エ. 「さいたま市入学準備金・奨学金」の貸付けを受けていない方、または貸付けを受けて返還が終了した方

【貸付金の振込について】

借用証等の提出後、約2週間後に振込依頼書に記載された金融機関に振り込む予定です。

【返還方法】

卒業（正規の修業期間を終了）した翌月の半年後から口座振替（金融機関口座からの引き落とし）による返還が始まります。

◎ 返還回数

高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	30か月の分割返還
大学、短期大学 専修学校（専門課程）	60か月の分割返還

◎ 1回あたりの返還金額

次の例のようになります（無利子）。

<例> 高校入学のため20万円借りた場合

初回5,700円、2回目以降毎月6,700円

<例> 大学入学のため40万円借りた場合

初回4,700円、2回目以降毎月6,700円

- ◎ 当該学校を卒業後、さらに上級校へ進学する場合は、申請により1年間（更新可）、返還の猶予をすることができます。